一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。また、教育又は訓練を受けることを主たる目的として相手国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、相手国における課税が免除される。（第一七条～第一九条関係）

8　匿名組合契約に関連して取得する所得に対しては、源泉地国において課税することができる。（第二〇条関係）

9　この条約の各条に規定がない所得に対しては、源泉地国においても課税することができる。（第二一条関係）

10　日本国の居住者が納付するクウェートの租税の額は、日本国の租税の額から控除する。クウェートの居住者が納付する日本国の租税の額は、クウェートの租税の額から控除する。また、一方の締約国の国民及び企業は、租税に関し、同様の状況にある他方の締約国の国民及び同様の活動を行う他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二二条及び第二三条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。（第二四条関係）

12　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二五条関係）

13　この条約の規定により、締約国において現在又は将来認められる租税の減免が制限されることはない。（第二六条関係）

14　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二七条関係）

15　この条約中の条の見出しは、この条約の解釈に影響を及ぼさない。（第二八条関係）

16　この条約は、両締約国の国内法上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二九条及び第三〇条関係）

17　日本国の年金基金が受益者である利子については、日本国においてのみ課税することができる。（議定書関係）

条　約

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第二号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約

日本国政府及びクウェート国政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条　対象となる租税

1　この条約は、次の租税について適用する。

(a)　日本国については、

(1)　所得税

(2)　法人税

(3)　住民税

(b)　クウェートについては、

(1)　法人所得税

(2)　クウェート資本の法人の純利得からクウェート科学振興財団（ＫＦＡＳ）に支払われる分担金

(3)　クウェート資本の法人の純利得から国家予算を支援するために支払われる分担金

(4)　ザカート

(5)　クウェート国民である使用人を支援するために課される税

（以下「クウェートの租税」という。）

2　この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条　一般的定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。